

令和6年8月26日

## 第2回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第2回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和6年8月26日(木) 午後2時～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

### 議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第5条の規定による許可取消について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
(所有権移転分)  
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について

議案第 3 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申出について

議案第 6 号 利用状況調査に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

|                |                |               |
|----------------|----------------|---------------|
| 1 番 松 木 茂 久    | 2 番 生 川 裕 也    | 3 番 福 々 迫 義 隆 |
| 4 番 前 田 真 津 美  | 5 番 井 手 康 則    | 6 番 西 村 久 則   |
| 7 番 滝 下 真 弥 子  | 8 番 石 嶺 義 孝    | 9 番 下 高 原 誠   |
| 10 番 内 蘭 光 弘   | 11 番 西 川 路 利 広 | 12 番 西 山 昭 二  |
| 13 番 小 荒 田 大 樹 | 14 番 徳 留 幸 信   | 15 番 下 川 道 孝  |
| 16 番 池 田 由 美 子 | 17 番 濱 田 保     | 18 番 田 代 繁 樹  |
| 19 番 税 田 祐 子   |                |               |

農地利用最適化推進委員

|                |                |              |
|----------------|----------------|--------------|
| 20 番 川 畑 淳 一   | 21 番 森 川 泰 夫   | 22 番 奥 村 祐 樹 |
| 23 番 前 田 剛     | 24 番 今 村 量 則   |              |
| 26 番 京 田 富 久   | 27 番 鶴 田 伸 一 郎 | 28 番 小 村 亮 太 |
| 29 番 湯 之 上 大 幸 | 30 番 廣 森 修     | 31 番 田 之 上 洋 |
| 32 番 濱 田 卓 郎   | 33 番 上 拂 忠     | 34 番 松 澤 雅 人 |
| 35 番 澤 山 善 治   | 36 番 下 吹 越 浩 之 | 37 番 大 迫 恵 太 |
| 38 番 塚 田 右 京   |                |              |

1 小委員長

18 番 田 代 繁 樹

1 欠席委員

25 番 南 圭 司

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

7 番 滝 下 真 弥 子

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地総務係長

農地総務係主査

主幹兼振興係長

振興係主事

振興係主事

主幹兼地域計画係長

地域計画係主査

小 吉 建 治

前 村 修

榊 原 かおり

前 田 昭 市

藤 久 保 宏 実

今 吉 蓮 樺

向 吉 真 一

宮 崎 美 里

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後2時

|     |                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>全員、ご起立ください。</p> <p>一同礼。</p> <p>指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。</p> <p>(唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>                                                                                                                                                      |
| 議長  | <p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第2回指宿市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に「5番委員」と「6番委員」を指名いたします。</p> <p>早速、議題に入ります。</p> <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>                                                      |
| 事務局 | <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p>                                                                                                                    |
| 議長  | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に、報告第2号農地法第5条の規定による許可取消についてを、議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>                                                                                                                                             |
| 事務局 | <p>議案書の3ページをお開きください。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p>                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>                                                                                                                      |
| 事務局 | <p>議案書の4ページをお開きください。</p> <p>今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は、3件でございます。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p> <p>今回の所有権移転分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。</p> <p>皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長             | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第1号の所有権移転分1番から3番まで、一括審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                   |
| 1 1 番委員        | <p>1番から3番までの対価について、比較的安いと思いますが、何か条件があってこの金額なのか、理由を教えてください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 6 番委員          | <p>1番については、日照がそれほど良くなく、三角畑であるという条件から、双方合意のもと安く設定しています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 3 3 番委員        | <p>2番と3番については、3筆とも同じエリア内の畑で、場所的には妥当な対価と言えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長<br>委員<br>議長 | <p>ほかにご質疑、ご意見はございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第1号の所有権移転分の1番から3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                              |
| 委員<br>議長       | <p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>                                                                                                     |
| 事務局            | <p>今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の5ページから8ページまでの13件で、うち新規が11件、再設定が2件となっています。</p> <p>議案書の5ページをお開きください。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p> <p>なお、8ページの総合計は24筆、28,376㎡です。</p> <p>今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。</p> <p>皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長             | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第1号の利用権設定分の1番から8ページ13番まで、一括審議願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                     |

委員  
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番から13番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定のうち、利用権設定分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてを、議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

今月の議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定は4件です。

それでは、議案書の9ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画作成にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定において、市町村に対し農用地利用集積等促進計画案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができるようになっており、同法第19条第3項の規定において「市町村は、農用地利用集積等促進計画案の作成にあたり必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」となっていることから意見聴取を求めるものです。

議長

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは議案第2号の1番について、ご審議願います。

この1番につきましては、会議規則第25条の規定により、4番委員の退席を求めます。

(4番委員の退席を確認)

委員

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

|      |                                                                                                      |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長   | 議案第2号の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。                                                               |
| 委員   | 「異議なし」の声あり。                                                                                          |
| 議長   | ご異議なしと認めます。                                                                                          |
|      | よって、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。        |
|      | (4番委員の復席を確認)                                                                                         |
|      | 次に、議案第2号のうち2番から10ページ4番まで、一括審議願います。                                                                   |
|      | 暫時休憩いたします。                                                                                           |
|      | 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。                                                                                 |
|      | ご質疑、ご意見はございませんか。                                                                                     |
| 委員   | 「なし」の声あり。                                                                                            |
| 議長   | 議案第2号のうち、2番から4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。                                                        |
| 委員   | 「異議なし」の声あり。                                                                                          |
| 議長   | ご異議なしと認めます。                                                                                          |
|      | よって、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定のうち、2番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 |
|      | 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。                                                       |
|      | これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。                                                           |
| 小委員長 | 8月9日の転用調査時に私と22番委員、32番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。                                        |
|      | 申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲的に営農に取り組んでおります。                                                       |
|      | 1番から6番は売買、7番から9番は親族への贈与で、いずれも贈与税に関しては理解しているとのことでした。                                                  |
|      | なお、いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと思われまふ。                                                |
|      | 最後に、農地法第3条調書及び位置図、字図につきましても、審議資料の1ページから27ページに添付してありますように、すべての案件                                      |

|       |                                                                                                                                                  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が、前述の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断いたしましたが、審議資料等をご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。               |
| 議長    | <p>現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第3号の1番から13ページ9番まで、一括審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>                                          |
| 4番委員  | 8番の譲渡理由が贈与となっていますが、譲渡人からの相談では、売買と聞いていましたが、贈与で間違いないですか。                                                                                           |
| 事務局   | はい、間違いないです。贈与で申請が出されております。                                                                                                                       |
| 11番委員 | 1番の畑はだいぶ荒れていると思いますが、トラクターなどの作業車両の進入は可能ですか。                                                                                                       |
| 事務局   | 進入路については、転用調査時に確認しております。                                                                                                                         |
| 議長    | <p>暫時休憩いたします。</p> <p>休憩前に引き続き、会議を再開いたします。</p>                                                                                                    |
| 5番委員  | 4番について、面積が11㎡で狭いと思いますが、実際耕作できる場所なのか教えてください。                                                                                                      |
| 事務局   | <p>また、この畑の周辺に譲受人の所有農地があるか、教えてください。</p> <p>面積が狭く立地的に耕作できるような畑ではありませんが、売買契約条件により取得するものです。また、周辺には譲受人所有の農地はありません。</p>                                |
| 9番委員  | <p>4番について、譲受人は鹿児島市在住ですが、移動距離や移動時間は営農上、問題はありませんか。</p> <p>また、申請農地2筆のうち1筆は、住宅地内に位置しますが、周辺が住宅に囲まれた農地で、経営規模の拡大が図れるのかどうか疑問に思います。取得後の計画について教えてください。</p> |
| 事務局   | <p>本市の隣接市にあたる鹿児島市及び南九州市在住の方であれば、移動距離や移動時間を考慮し、農地の取得は可能である取り扱いをしています。</p> <p>また、取得後は主に管理を行い、農薬散布を行わないなど、周辺住宅に配慮しながら、可能な範囲での営農を考えているようです。</p>      |
| 議長    | ほかにご質疑、ご意見はございませんか。                                                                                                                              |
| 委員    | 「なし」の声あり。                                                                                                                                        |
| 議長    | 議案第3号の1番から9番については、原案のとおり承認すること                                                                                                                   |

委員  
議長

に、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は体育館です。

審議資料の28ページをお開きください。

申請地は、                    から北東へ280m離れた農地で、北は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、隣接地でこども園を運営する法人で、関連報告第2号1番により、譲渡人との賃借契約を解除し、今回、申請地を取得しようとするもので、園児の遊び場として、体育館がすでに建築されています。

土地の形状については現状で、周囲に農地はないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の29ページをお開きください。

申請地は、                    から北東へ280m離れた農地で、東は市道、西は宅地及び畑、南は用悪水路、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。隣接する現況畑はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと

判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の30ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ150m離れた農地で、東及び南は市道、西及び北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。周囲に農地はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は資材置場です。

審議資料の31ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ150m離れた農地で、東及び南は宅地、西及び北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地を取得し、資材置場として整備するものですが、すでに着工していたことから、今回、始末書が添付されています。

土地の形状については現状で、法面保護がされており、周囲に農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の32ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ270m離れた農地で、東及び北は市道、西は宅地、南は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定で

す。周囲に農地はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、申請地面積が523㎡で、一般住宅の転用許可基準面積とされる500㎡を超えており、理由書が提出されていますが、申請地を分筆し、農地として残しても有効利用が見込めないことから、小委員会ではやむを得ないと判断したところです。

次に、番号6番ですが、転用目的は農業用資材置場兼通路です。

審議資料の33ページをお開きください。

申請地は、[ ]から南へ180m離れた農地で、東は里道、西は用悪水路、南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、他のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、畜産業を営んでおり、今回、申請地を取得し、隣接地と一体的に利用する計画です。

土地の形状については、現状で、申請地への建築物等はなく、周囲に農地はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号7番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の34ページをお開きください。

申請地は、[ ]から南西へ30m離れた農地で、東は市道、西及び北は宅地、南は宅地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。隣接地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、申請地面積が501㎡で、一般住宅の転用許可基準面積とされる500㎡を超えており、理由書が提出されていますが、申請地を分筆し、農地として残しても有効利用が見込めないことから、小委員会ではやむを得ないと判断したところです。

以上、7件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では、転用も

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | やむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | <p>現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第4号の1番から7番まで、一括審議願ひます。</p> <p>ご質疑、ご意見はございせんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 委員  | 「なし」の声あり。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長  | <p>議案第4号の1番から7番については、原案のとおり承認することにご異議ございせんか。</p> <p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。</p>                                                                                                                                                                                 |
| 事務局 | <p>事務局に議案の説明を求めます。</p> <p>議案書の16ページをお開きください。</p> <p>議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。</p> <p>今月は、売渡申出が5件でございます。</p> <p>（番号1を議案書どおり読み上げ説明）</p> <p>以下については、お目通しください。</p> <p>なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の35ページから41ページに掲載しています。</p> <p>続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は17ページになります。</p> <p>今月は、買受申出が1件と借受申出が2件でございます。</p> <p>（番号1を議案書どおり読み上げ説明）</p> <p>以下については、お目通しください。</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長  | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは議案第5号について、ご審議願ひます。</p> <p>ご質疑、ご意見はございせんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 委員  | 「なし」の声あり。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長  | <p>ご質疑なしと認めます。</p> <p>このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

事務局

されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

売渡・貸付から申し上げます。

議案書の16ページをお開きください。

番号1は、36番委員と17番委員。

番号2から番号4は、30番委員と11番委員。

番号5は、31番委員と12番委員。

引き続き、買受・借受希望について申し上げます。

議案書の17ページになります。

番号1は、17番委員と36番委員。

番号2は、22番委員と3番委員。

番号3は、全委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

(各委員了解あり)

それでは、議案第5号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第6号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は18ページから20ページになります。

今回の非農地判断は、温湯公民館周辺、田之畑営農研修センター東側、道上公民館西側及び北側、魚見岳周辺を対象としております。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査等により、農地に復元して利用することが困難と見込まれるとして分類された農地が、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することが困難と見込まれることから、農地に該当しない土地であることを確認しました。

|     |                                                                                                                                                                     |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>よって、３５筆２３、８８３㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。</p> <p>なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p> |
| 議長  | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第６号について、ご審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>                                                                                 |
| 委員  | 「なし」の声あり。                                                                                                                                                           |
| 議長  | <p>議案第６号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>                                                                                                                          |
| 委員  | 「異議なし」の声あり。                                                                                                                                                         |
| 議長  | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第６号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>本日の議題は、これで終了いたしました。</p> <p>ほかにはございませんか。</p>                                         |
| 委員  | 「なし」の声あり。                                                                                                                                                           |
| 議長  | <p>ほかになければ、その他に入ります。</p> <p>その他について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                |
| 事務局 | <p>その他について、ご説明いたします。議案書の２１ページをご覧ください。</p> <p>その他（議案書２１ページを参照して説明）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>１．８月の行事報告</li> <li>２．９月の行事予定等</li> </ol>               |
| 議長  | ほかにごございませんか。                                                                                                                                                        |
| 委員  | 「なし」の声あり。                                                                                                                                                           |
| 議長  | <p>ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、第２回指宿市農業委員会を閉会いたします。</p>                                                                               |
| 事務局 | <p>全員ご起立ください。</p> <p>一同礼。</p>                                                                                                                                       |

(閉会 午後4時03分)

指宿市農業委員会会長 松木 茂久

議事録署名委員 5番委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 6番委員 \_\_\_\_\_

